

令和8年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」広報業務委託
に係る企画提案 実施要領

1 委託業務名

令和8年度「鹿児島県バス運賃半額実証キャンペーン（仮称）」広報業務委託

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 予算額

4,560,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案の参加に必要な資格

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 次の各号いずれかにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当する者
 - ② 鹿児島県から指名停止措置を受けている者
 - ③ 暴力団関係企業等
- (3) 本業務を的確かつ効果的に遂行するために必要な企画力、実施体制及び人員を有していること。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年6月12日（金） |
| (2) 企画提案の質問書提出期限 | 6月19日（金）17時00分（必着） |
| (3) 質問回答公表 | 6月25日（木） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 6月29日（月） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 7月13日（月） |
| (6) 受託事業者決定（予定） | 7月中旬 |
| (7) 業務委託契約 | 7月下旬 |
| (8) 受託事業者との打合せ・業務着手 | 8月上旬 |

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（令和8年6月29日（月）まで）
企画提案への応募について、別添「参加表明書」（様式1）により、E-mailで受け付ける。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
また、「参加表明書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」（様式2）を上記5(4)の期限までにE-mailで提出すること。
- ② 企画提案書類（令和8年7月13日（月）まで）
 - (1) 別添「企画提案書提出届」（様式3）
 - (2) 企画書（様式なし）
次の内容を記載すること。
 - ① 企画説明書
 - ・ 本業務の目的や仕様書の内容を考慮した上で、提案理由や期待される効果などを具体的に明記するほか、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。
 - ・ 委託業務遂行に係る実施体制を示すこと。
 - ② 全体スケジュール（当該事業全体にかかるスケジュール）
 - ③ 会社等概要書（現在の事業内容、登記簿の写し又は定款）
- (3) 参考見積書
別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

(4) その他

- これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出可。
- 企画書は、A4横・長辺綴じとし、両面印刷の場合は、縦開きとすること。
- 提出するすべての書類は2穴パンチをあげ、カバーを付けないこと

(2) 提出の条件

- ① 企画書は、1社につき1案に限る。
- ② 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- ③ 採用された企画書の著作権は委託者に帰属する。
- ④ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- ⑤ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出部数

- 上記6(1)の① 1部
上記6(1)の② 5部

(4) 提出方法

- 上記6(1)の① E-mailのみとする。
上記6(1)の② 持参もしくは郵送のみとする。

7 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

- ① 選考委員会を開催し、審査の結果、最も内容が優れているとされた企画書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。
- ② 審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。プレゼンテーション等は、原則実施しない。
- ③ 応募が1事業者のみであった場合は、選定委員会で協議の上決定する。

(2) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対して文書により通知する。

8 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」（様式4）により、E-mailで受け付ける（電話による質問は受け付けない）。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。質問受付期限は上記5(2)のとおり。

質問に対する回答は、県ホームページで公表する。

9 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、3に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

10 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県総合政策部交通政策課 陸上交通係 神園・下夷（しもえびす）

TEL：099-286-2459

E-mail：rikujou@pref.kagoshima.lg.jp

以 上